

花と緑のクリーン作戦奨励金交付要綱

(通則)

第1条 花と緑のクリーン作戦（以下「クリーン作戦」という。）の奨励金の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 美しい県土を次世代に引き継いでいくため、県民が県内の社会資本ストックを自発的に維持管理することを趣旨とする美化活動を実施する団体に対し、奨励金を交付することで、県民の地域愛護の活動を活発化させることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において「美化活動」とは、道路または河川における除草または花緑の植栽または側溝の清掃、及びその他の公共施設における花緑の植栽をいう。

2 この要綱において「団体」とは、地域住民で組織する自主活動団体または自治会等をいう。

3 この要綱において「県」とは、群馬県をいう。

(対象活動)

第4条 県知事は、県が管理する道路や河川等を含む区域における美化活動を実施した団体に対し、予算の範囲で奨励金を交付するものとする。

2 本条第1項に規定する奨励金の交付対象となる活動の実施期間は、交付申請をした年度の4月1日から2月末日までとし、交付対象となる活動の最低実施回数については3回とする。

(対象団体)

第5条 奨励金の交付対象となる団体は、クリーン作戦の趣旨に賛同する、構成員が10人以上の団体とする。ただし、次の各号に掲げるものは奨励金交付の対象としない。

(1) 営利法人（会社等）

(2) 一般社団・財団法人法及び公益法人認定法に基づく公益法人（財団法人、社団法人等）

(3) 特別法に基づく法人（学校法人、社会福祉法人、土地改良区等）

(4) 特別法に基づく組合（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等）

(5) 学校・保育施設・教育施設

(6) 未成年者のみで構成する団体

(7) 国、県及び市町村等の同種事業の支援等を受けている団体

(8) 第4条第1項に規定する活動において、3回以上の活動の参加延べ人数が10人未満となる団体

(9) その他この要綱の目的に合致しないと認められる団体

2 前項の奨励金の対象となる団体は、自己又は自社、自組織の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下法という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社、自組織若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団または暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団と密接な交友関係を有する者

3 ひとつの団体を分割して複数団体として申請する場合などは奨励金交付の対象としない。

(奨励金)

第6条 奨励金の交付対象となる活動及び団体に対する奨励金の額は2万円とする。

(奨励金の交付申請)

第7条 奨励金の交付を申請しようとする団体は、県が定める交付申請に係る書類を県が定める期間

内に県知事に提出しなければならない。

なお、当該年度における申請は、1団体につき1回限りとする。

(奨励金の交付決定)

第8条 県知事は前条の交付申請に係る書類を受理したときは、その内容を審査し、奨励金の交付または不交付について決定して、当該団体に対し書面にて通知することとする。

(交付決定の取消し)

第9条 県知事は奨励金の交付決定をした団体に対し、次の各号に掲げる事由が生じた場合は交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第10条により、奨励金の交付決定を受けた団体から中止申請に係る書類が提出されたとき
- (2) 群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号)第13条第1項の規定に該当したとき

(中止申請)

第10条 奨励金の交付決定を受けた団体において、次の各号に掲げる事由が生じた場合、当該団体は県が定める中止申請に係る書類を速やかに県知事に提出しなければならない。

- (1) 第4条第2項に規定する実施期間内に、美化活動を3回実施できないことが明らかとなったとき
- (2) 3回以上の活動の参加延べ人数が10人未満となることが明らかとなったとき
- (3) その他、クリーン作戦の趣旨に適合しないと認められる事由などが明らかとなったとき

(申請内容の変更)

第11条 奨励金の交付決定を受けた団体において、活動を実施する区域に変更が生じた場合、県が定める活動区域の変更手続きに係る書類を速やかに県知事に提出しなければならない。

2 奨励金の交付決定を受けた団体において、奨励金が交付されるまでの間に代表者等に変更が生じた場合、県が定める代表者等の変更手続きに係る書類を速やかに県知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 奨励金の交付決定を受けた団体において、第4条の対象活動が終了したときは、県が定める実績報告に係る書類を活動完了後30日以内に県知事に提出しなければならない。

ただし、活動完了が2月1日以降の場合は、当該年度の2月末日までに県知事に提出することとする。

(奨励金の交付)

第13条 県知事は、前条の実績報告に係る書類を審査し、適当と認めた場合は、当該団体に対して奨励金を交付するものとする。

2 前項の奨励金の交付は、団体が指定する口座への振り込みによって行うこととする。

(書類の提出先)

第14条 団体がこの要綱に基づく書類を県知事に提出するにあたっては、団体の代表者が団体の所在地を管轄する県土木事務所に提出するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めることのほか、奨励金の交付に関し必要な事項およびクリーン作戦の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策に係る対象活動の最低実施回数の特例)

2 令和2年度の対象活動の最低実施回数については、第4条第2項中「3回」とあるのは、「1回」とする。

(新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策に係る対象団体の特例)

3 令和2年度の対象活動の参加延べ人数については、第5条第1項第8号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 対象活動の実施回数が1回の場合 4人未満
- (2) 対象活動の実施回数が2回の場合 7人未満
- (3) 対象活動の実施回数が3回以上の場合 10人未満

(新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策に係る奨励金額の特例)

4 令和2年度の対象団体に対する奨励金の額については、第6条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 対象活動の実施回数が1回の場合 6,700円
- (2) 対象活動の実施回数が2回の場合 13,400円
- (3) 対象活動の実施回数が3回以上の場合 20,000円

(新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策に係る中止申請の特例)

5 令和2年度の中止申請する事由については、第10条第1号中「3回」とあるのは「1回」とし、同条第2号の規定にかかわらず、対象活動の参加延べ人数は次のとおりとする。

- (1) 対象活動の実施回数が1回の場合 4人未満
- (2) 対象活動の実施回数が2回の場合 7人未満
- (3) 対象活動の実施回数が3回以上の場合 10人未満

(新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策に係る変更交付申請の特例)

6 令和2年度の活動計画について、実施回数の変更など奨励金額に変更が生じた場合は、当初の交付決定の有無にかかわらず、申請した団体は変更交付申請に係る書類を速やかに県知事に提出しなければならない。

(新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策に係る変更手続きの特例)

7 県知事は前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、奨励金額の変更が認められる場合は奨励金の当初または変更の交付決定をして、当該団体に書面で通知することとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策に係る対象活動の最低実施回数の特例)

2 令和3年度の対象活動の最低実施回数については、第4条第2項中「3回」とあるのは、「1回」とする。

(新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策に係る対象団体の特例)

3 令和3年度の対象活動の参加延べ人数については、第5条第1項第8号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 対象活動の実施回数が1回の場合 4人未満
- (2) 対象活動の実施回数が2回の場合 7人未満
- (3) 対象活動の実施回数が3回以上の場合 10人未満

(新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策に係る奨励金額の特例)

4 令和3年度の対象団体に対する奨励金の額については、第6条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 対象活動の実施回数が1回の場合 6,700円
- (2) 対象活動の実施回数が2回の場合 13,400円
- (3) 対象活動の実施回数が3回以上の場合 20,000円

(新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策に係る中止申請の特例)

5 令和2年度の中止申請する事由については、第10条第1号中「3回」とあるのは「1回」とし、同条第2号の規定にかかわらず、対象活動の参加延べ人数は次のとおりとする。

- (1) 対象活動の実施回数が1回の場合 4人未満
- (2) 対象活動の実施回数が2回の場合 7人未満

(3) 対象活動の実施回数が3回以上の場合 10人未満

(新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策に係る変更交付申請の特例)

6 令和3年度の活動計画について、実施回数の変更など奨励金額に変更が生じた場合は、当初の交付決定の有無にかかわらず、申請した団体は変更交付申請に係る書類を速やかに県知事に提出しなければならない。

(新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策に係る変更手続きの特例)

7 県知事は前条の書類を受領したときは、その内容を審査し、奨励金額の変更が認められる場合は奨励金の当初または変更の交付決定をして、当該団体に書面で通知することとする。